

第五次環境基本計画の見直しについて

令和5年5月
環境省 大臣官房 総合政策課

1. 環境基本計画

- 環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定める計画。
- 平成6年に第一次環境基本計画を策定して以降、これまで概ね6年毎に改定を行っており、現行計画である第五次環境基本計画は、平成30年4月17日に閣議決定された。

2. スケジュール（予定）

令和5年5月29日 中央環境審議会に対する諮問を受け、総合政策部会を開催
令和5年8月頃 中間とりまとめ
令和6年4月頃 中央環境審議会から答申 → 第六次計画の閣議決定

3. 見直しの背景

- 第五次環境基本計画では、策定後5年程度が経過した時点を目途に計画内容の見直しを行うこととされている。このため、令和5年度から第五次環境基本計画の見直し、すなわち第六次環境基本計画策定のための検討を行う必要がある。
- 第六次計画の策定期間は、第一次計画からちょうど30年の節目に当たることから、検討に当たっては、計画期間を2024年から2030年とすることを想定しつつ、主にこれまでの30年の振り返りを踏まえ、その後の30年以降を見据えることとした。
- 第五次計画の策定以降、国内外で大きな社会的変化が起こっている。2020年10月の菅総理大臣（当時）による「2050年カーボンニュートラル宣言」、2021年7月のG7サミットにおける「30by30目標」の合意、2023年3月の「生物多様性国家戦略 2023-2030」の策定等、環境政策の転換・強化が行われた。また、2019年末に発見された新型コロナウイルスの世界的まん延により、社会に不可逆的な変化が生じたほか、2022年2月にはロシアがウクライナに侵攻する等、国際情勢は激しく動揺している。
- 今後の環境政策は、こうした国内外の情勢の変化を踏まえつつ、目指すべき持続可能な社会をいかに構築していくか、という観点から検討する必要がある。第六次計画の議論を行うに当たっては、環境・経済・社会の全般にわたって現状と課題を整理し、それらが統合的に向上する持続可能な社会の姿を描く必要がある。